

運転を続けるシニアの皆様へ

明るく元気に
安全運転！

過去3年間に
一定の交通違反歴
のある75歳以上の
ドライバーが対象

改正道路交通法の施行により

高齢運転者の

免許証更新時の
運転技能検査が
義務化されます！

令和4年 **5月13日**より施行

運転免許証更新の際の手続が変更になります。

75歳以上で過去3年間に信号無視などの一定の違反歴がある方は、免許証更新時に運転技能検査の受検が義務化されます。また、運転に不安を感じるものの運転を継続したいという方については、より安全な車のみ運転を継続できる「サポートカー限定免許」の申請が可能になります。詳細はお住まいの都道府県の運転免許センター等にお問い合わせください。

警察庁・青森県警察

R100
高齢ドライバー配合車100%再生紙を使用